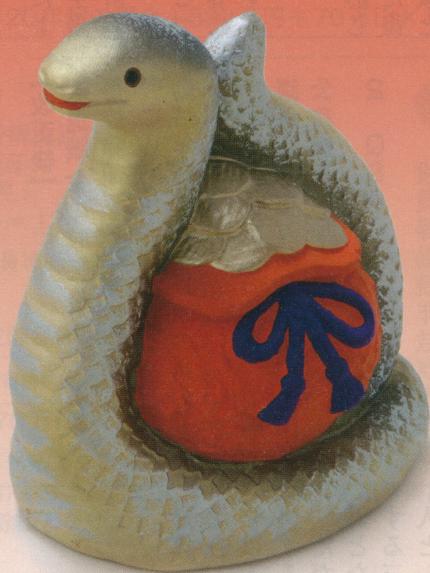


1 2013 (平成25年)

あけまして  
おめでとう  
ございます



# 阪田会計だより

発行人  
公認会計士・税理士  
**阪田 真二**

〒567-0827  
茨木市稲葉町5-14  
TEL 072(634)4331(代)  
FAX 072(632)1828

1月

(陸月) JANUARY

1日・元日 14日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
*	*	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	*	*

## ワンポイント ビールと税率

正月はお酒を飲む機会が増え、ビールの飲酒量も増えそうです。ところで、酒税法でビールは、麦芽、ホップ等が原料のアルコール分20度未満のものと規定され1 kℓにつき22万円が課税されます。ただし、ビールと同じ発泡性酒類でも、発泡酒、第3のビールの税率は段階的に低く、最低では1 kℓ 8万円です。

## 1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付 1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月21日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等) 1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告 1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
(年3回の場合) 1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出 1月31日
- 労務／労働保険料の納付(第3期分) 1月31日  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

# 平成二十五年分から適用

## 特定役員退職手当等に関するQ&A

【改正後】

(退職金の収入金額 - 退職所得控除額) × 税率 = 税額

平成二十四年度税制改正により、特定役員に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算が改正され、平成二十五年一月一日から適用されます。そこで今回は、特定役員退職手当等に関するポイントを説明します。

### 1 改正の概要

退職所得は、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した後の金額の二分の一が課税対象とされていますが、会社役員等での勤続期間が五年以下の役員を特定役員とし、この特定役員が支払を受けた退職金については、二分の一ではなく、退職所得控除後の金額の全額が課税対象となることとなりました。

【改正前】

$$\text{得控除額} \div 2 \times \text{税率} = \text{税額}$$

### 2 Q&A

**Q1** 役員等勤続年数が五年以下かどうかはどうかどのように判定するのですか。

**A** 役員等勤続年数は、退職

Q1 下かどうかはどうかどのように判定するのですか。

**A** 役員等勤続年数は、退職

Q1 下かどうかはどうかどのように判定するのですか。

**A** 役員等勤続年数は、退職

Q1 下かどうかはどうかどのように判定するのですか。

**A** 役員等勤続年数は、退職

Q1 下かどうかはどうかどのように判定するのですか。

**Q2** 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合、特定役員退職手当等の判定はどうに行うのでしょうか。

**A** この役員退職金は、役員として勤務した通算七年間に對応するものですから、特定役員退職手当等ではなく、一般

**Q4** 取締役を四年間勤めた後、引き続き監査役として三年間勤めた者が退職することになり、役員退職金を支給します。この役員退職金は、役員期間(七年間)に対するものですから、特定役員退職手当等に該当しない扱いで構いませんか。

**A** この役員退職金は、役員として勤務した通算七年間に對応するものですから、特定役員退職手当等に該当することになります。



支給を受ける場合は、それぞれの退職手当等ごとに、役員等勤続年数が五年以下かどうかにより、特定役員退職手当等に該当するかどうかを判定します。

**Q3** 退職所得控除額の計算方法は、一般退職手当等と特定役員退職手当等とで異なりますか。

通算二三年間勤務して退職した場合、役員等勤続年数期間は五年以下ですので、特定役員に該当することになります。

ただし、二分の一課税の対象

外となるのは、特定役員に該当する三年間だけであって、使用者として勤務した二〇年間にに対する退職金については二分の一課税の対象になります（設例参照）。

**A** 支払を受ける退職手当等が、一般退職手当等とでも特定役員退職手当等とで異なります。でも、退職所得控除額の計算方法は同じです。

(設例)



(退職所得控除額)

勤続年数が20年以下の場合 :  $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$

勤続年数が20年超の場合 :  $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

(源泉所得税の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

特定役員等  
勤続年数

$$40\text{万円} \times 3\text{年} = 120\text{万円}$$

40万円に特定役員等勤続年数3年を乗じた120万円が特定役員退職所得控除額となります。

② 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(勤続年数23年)

特定役員退職  
所得控除額

$$[800\text{万円} + 70\text{万円} \times (23\text{年} - 20\text{年})] - 120\text{万円} = 890\text{万円}$$

勤続年数23年に対応する退職所得控除額(勤続年数20年以下の部分は年40万円、20年を超える部分は年70万円)から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(120万円)を差し引いた残額が、一般退職所得控除額となります。

③ 退職所得の金額の計算

特定役員退職  
手当等

特定役員退職  
所得控除額

一般退職  
手当等

一般退職所得  
控除額

$$(1,000\text{万円} - 120\text{万円}) + [(2,500\text{万円} - 890\text{万円}) \times 1/2] = 1,685\text{万円}$$

④ 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)の計算

《1円未満端数切捨て》

$$(16,850,000\text{円} \times 33\% - 1,536,000\text{円}) \times 102.1\% = 4,109,014.5\text{円} \Rightarrow 4,109,014\text{円}$$

(注)1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収します。

2 平成25年分の退職所得に係る源泉徴収税額の速算表は次のとおりです。

課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B)) - (C) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超	3,300,000円 ↗	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000円 ↗	6,950,000円 ↗	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000円 ↗	9,000,000円 ↗	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000円 ↗	18,000,000円 ↗	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000円 ↗	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%

# 新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

消費税率が平成26年4月1日(施行日)以後の譲渡等から8%に引き上げられます。ただし、住宅の場合は経過措置が設けられ、本年9月30日までの間に締結した工事の請負契約に基づき施行日以後に譲渡される住宅については、改正前の5%の税率が適用されます。

本年1月から、役員勤続年数が5年以下の会社役員については、退職所得の2分の1課税が廃止されますが、見直しが国税だけでなく地方税にも適用され、加えて退職所得に係る個人住民税の10%税額控除も廃止されます(従業員も対象)ので注意が必要です。

4月1日からは希望者全員の雇用確保を図るための改正高年齢者雇用安定法が施行されます。ポイントは、65歳未満の定年を定めている事業主が、継続雇用制度を導入する場合、対象者を限定する基準を労使協定で定めることができる仕組みが廃止されることです。ただし、3月31日までに基準を設けているときには、一定期間その基準を適用できる経過措置があります。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

## 会費や入会金の消費税

同業者団体や組合などに支払う会費や組合費などが課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。

セミナーや講座などの会費は、講義や講演の役務の提供などの対価ですから課税仕入れとなりますですが、判定が困難なものについては、その会費などを支払う事業者とその会費などを受ける同業者団体や組合などの双方が、その会費などを役務の提供や資産の譲渡等の対価に当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。この場合、同業者団体や組合などは、そのことを会費などを支払う者に通知します。

また、その団体の業務運営に必要な通常会費は、一般的には対価関係がないので、課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象にはなりません。

源泉徴収義務者が、源泉徴収税額の計算誤りや支払額が誤算等により過大であったため返還を受けたなどの理由で源泉所得税額を納め過ぎたときには、「源泉所得税の誤納額還付請求書」を作成し、誤りが生じた事實を記載した帳簿書類の写し添付して、源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出することによって誤納金の還付を請求することができます。

また、誤って納めた源泉所得税が給与や賞与に係るものであるときは、前記還付請求書に代えて「源泉所得税の誤納額充てん届出書」を提出することで、その過誤納金に相当する金額を、届出書を提出した日以後に納付すべきこととなる給与や賞与に対する源泉徴収税額から控除することができます。